

警戒宣言発令時の授業について

※ 警戒宣言

内閣総理大臣が大規模地震対策特別措置法に基づき気象庁長官の地震予知情報から緊急に防災対策をとる必要があると認めた場合に発する地震災害警戒のための宣言で、いわゆる地震警報である。

1 発令当日

- (1) 授業開始以前に発令された場合は、授業を行わない。
- (2) 授業開始以後に発令された場合は、発令のあった時から授業は行わない。

2 発令のあった翌日以降

解除のあるまで授業は行わない。

3 解除当日

- (1) 午前6時までに解除された場合は、平常の時間割どおり第1限目から授業を開始する。
- (2) 午前10時までに解除された場合は、平常の時間割により第3限目から授業を開始する。

4 その他

- (1) 地震が発生し被害甚大の場合には、授業を行わないことがある。
- (2) 警戒宣言発令中は、課外活動等も行わない。(中止あるいは延期をすること。)